

生環甲達第 20号
平成25年6月10日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

送り付け商法等に係る特定商取引等事犯対策の強化について

本通達は、高齢者に対して健康食品等の商品を一方的に送り付けて購入させるといった、いわゆる「送り付け商法」に係る被害相談が急増するなど、高齢者を狙った悪質商法事犯が後を絶っていない状況にあることから、被害防止を図るために福井県内の各警察署に対して、高齢者を狙った送り付け商法等に係る特定商取引等事犯対策の強化を指示したものである。